

砂川村の小学校 高等小学校開設まで

近代部会では、立川・砂川の両役場で作成された公文書を中心に調査を進めて骨子を組み立て、これに個人宅に伝来する史料調査の成果を加え、立川市の近代史を描く方針です。今号では、砂川地区を特集するにあたり、明治時代の小学校の場所や歴史、調査を進める中で見えてきた課題を紹介します。

明治初期の学校 現在、砂川地区にある小学校のうち、明治初期に前身が発足した小学校は、第八小・第九小・西砂小の3校です。

第八小は、中砂川尋常小（学区は五～七番組）と東砂川尋常小（学区は八～十番組・八軒）が明治33（1900）年7月に合併してできた「砂川尋常小学校」が前身です。中砂川尋常小は、明治5（1872）年6月に五番組の高野源兵衛宅に開かれた私塾、東砂川尋常小は明治5（1872）年5月に開かれた「共同学舎」がはじまりとされています（昭和5年「砂川尋常高等小学校概要」及び明治33年「小学校々数並位置更定之義稟申」東京都公文書館所蔵、624.D6.13（12））。

第九小は、明治5（1872）年に流泉寺境内に開かれたという「西砂川小学校」が、西砂小は、明治15（1882）年頃に林泉寺境内に設置された「西砂川学校分校（学区は中里・殿ヶ谷・宮沢新田）」が前身です（『立川市史』及び前掲「小学校々数並位置更定之義稟申」）。

明治5（1872）年開校とされる3校（高野源兵衛私塾、共

同学舎、西砂川小学校）は、江戸時代以来の寺子屋・私塾と関係があると推測されますが、設立に関する同時代の史料は見つかっておらず、実態は分かっていません。初期の学校名についても、明治7（1884）年9月の史料には、「共同学舎」とともに「砂川学舎」という学校名が記されていますが、これが中砂川・西砂川どちらの学校のことであるのかなど、不明な点が残っています（明治7年「公用留」砂川村役場文書）。

過去の調査や書籍でも、明治初期の学校に関しては誤りと思われる記述や分からないことが多く残されています。今後、砂川村の旧役場文書や神奈川県公文書、個人所蔵の史料などの探索・検討を重ねる必要があります。

高等小学校の設置 明治19（1886）年2月から昭和16（1941）年4月までの小学校令（第1～3及び明治40年改正）では、義務教育の尋常小学校（第1～3次の修業年限は4年、明治40年改正は6年）の上級学校として、高等小学校（修業年限

凡例

宅地 社寺地 山林
黒点線…村境界 赤線…道
青線…水路

図は明治25（1892）年「武蔵国北多摩郡砂川村面積四百万分一之明細全図」及び本文中注釈資料より作成。

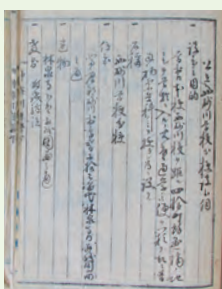
砂川村高等小学校計画地

明治33（1900）年2月～7月。
2038番地イ号（校舎建設予定地）。

西砂川学校分校

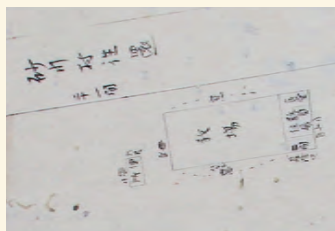
明治15（1882）年カ～。3253番地。西砂川学校分校は、明治15年9月に砂川村西部に住む児童の通学の便を図るため、林泉寺境内に開設許可を得た。開校以前、西砂川の児童は三番組の西砂川学校まで通学する必要があり、設置申請書によると、通学距離は「40町（約4.36km）」あった。昭和42（1967）年4月、第九小から独立し、西砂小となった。

公立西砂川学校分校設置伺
明治15（1882）年9月
砂川村役場文書



西砂川小学校

明治5（1872）年2月～。308番地。流泉寺境内に開学。明治33（1900）年10月、高等科併置認可。



砂川西学校位置図（部分）
明治18（1885）年3月
砂川村役場文書

校舎新築移転

西砂川尋常高等小学校

明治33（1900）年11月～。1602～1607番地（設置当時）。現在の第九小。

は第1次が4年、第2次は2～4年、第3次は2年または4年、明治40年改正は2年）を設けることができる制度を定めていました。

砂川村では、第2次小学校令の施行準備中、明治24（1891）年8月頃から、議会で高等小学校の設置が検討され始めました。この時、西砂川尋常小を「砂川学校」と改称して高等科を併置する構想が生まれましたが、実現はしませんでした（明治23～25年「村会書類」砂川村役場文書）。

村内に高等小学校がなかった時期、砂川村の尋常小学校卒業者が進学をする場合、他地域の高等小学校に通学・留学する必要がありました。そのため、明治32（1899）年12月に府立第二中学校（現・都立立川高校）が隣村の立川村に開校することが決まり、中学校進学希望者の増加が見込まれるようになると、村内への高等小学校設置が急務となりました。

明治33（1900）年2月、砂川村議会は村中央部に「砂川村高等小学校」を設置することを決議し、3月には東京府の認可を得て、多額の寄付金も集められました。しかし、東西に広い砂川村では、高等小学校は西部・東部に各1校が必要とする意見も強く、5月には中砂川・東砂川尋常小を合併し、高等科を併置することが決められました。さらに、7月には「砂川村高等小学校」計画の取り止めが、9月には西砂川尋常小に高等科を併置することが決議されました。これにより、砂川村には2つの尋常高等小学校が設置されました。

高等小学校の設置は、位置や数を巡った議論の中で、村長・収入役や複数の議員が辞職するなど、村内が大きく揺れた問題でした（明治33年「村会会議録」立川市役所所蔵）。

民間史料の中の小学校 明治期の小学校の建設費や維持費は、大半が保護者から集める授業料や住民からの寄付で賄われました。また、時期により役割・役職名は異なりますが、村内には学事を扱う代表人（学校世話役・学務委員・区会議員など）が任命されていました。そのため、個人宅に残されてきた史料の中からも、学校の運営に関する史料が見つかることがあります。

これまでの調査では、東砂川小学校に関する史料が多く見つっています。学校資本金関係や公立としての運営持続が困難となった際の私立学校建設構想、高等科併設の際の校舎建築寄付金簿、昭和4（1929）年に火事で焼失した校舎を再建した際の日誌などです。また、砂川村在住の人物が遠方に留学していた友人に宛てて、東砂川小学校や村の様子などを伝えた手紙も見つっています。

一方、明治前期の中砂川・西砂川・西砂川分校については、史料が少なく、あまり多くのことは分かっていません。しかし、「分からないこと」を見つけ、調査対象を明確化することは、新たな調査に向けた第一歩でもあります。

学校に関する史料に限らず、資料編・通史編・テーマ編の刊行に向けて、今後もさまざまな史料調査を重ねていきます。

